

作成担当所属名	企画部技術管理課基準第一係
作成時期	令和 7 (2025) 年度
保存期間	5 年
保存期間満了時期	令和 12 (2030) 年度末

国 関 整 契 第 7 0 1 号
国 関 整 技 管 第 1 3 4 号
令 和 8 年 1 月 6 日

局内関係部長及び
各（管理）事務所長・センター長 様

総 務 部 長
企 画 部 長
（公印省略）

「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」を踏まえた工事発注等について

標記について、令和 7 年 1 2 月 2 3 日付け国会公契第 1 1 号及び国官技第 3 4 2 号により大臣官房会計課長及び技術調査課長から通知がありましたため、通知します。

附則

- ・「3. 猛暑期間を回避した工事発注」については、本通知日以降に発注する工事のうち、対応可能な工事から適用する。
- ・「4. 猛暑期間を休工可能とする工事発注」については別途通知する。
- ・「5. 猛暑期間における現場施工回避の協議」及び「6. 猛暑時間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の支援」については、新規契約工事又は既契約工事にかかわらず、通知日以降、対応可能なものから適用する。

送 付 先

【関係部長】

河川部長 道路部長 建政部長

【各（管理）事務所長】

利根川上流河川事務所長

利根川下流河川事務所長

霞ヶ浦河川事務所長

久慈川緊急治水対策河川事務所長

霞ヶ浦導水工事事務所長

江戸川河川事務所長

渡良瀬川河川事務所長

下館河川事務所長

荒川上流河川事務所長

荒川調節池工事事務所長

荒川下流河川事務所長

京浜河川事務所長

利根川水系砂防事務所長

日光砂防事務所長

富士川砂防事務所長

利根川ダム統合管理事務所長

鬼怒川ダム統合管理事務所長

相模川水系広域ダム管理事務所長

二瀬ダム管理所長

品木ダム水質管理所長

東京国道事務所長

相武国道事務所長

首都国道事務所長

川崎国道事務所長

横浜国道事務所長

大宮国道事務所長

北首都国道事務所長

千葉国道事務所長

常総国道事務所長

宇都宮国道事務所長

長野国道事務所長

東京外かく環状国道事務所長

関東道路メンテナンスセンター長

常陸河川国道事務所長

高崎河川国道事務所長

甲府河川国道事務所長

関東技術事務所長

国営常陸海浜公園事務所長

国営昭和記念公園事務所長

国会公契第 11 号
国官技第 342 号
令和 7 年 12 月 23 日

各地方整備局 総務部長 殿
企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿

大臣官房 会計課長
技術調査課長
(公印省略)

「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」を踏まえた
工事発注等について

「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」を踏まえ、来夏に向けた工事発注等について、以下のとおり方針を決定したので通知する。

記

1. 対象工事

国土交通省直轄土木工事（官庁営繕関係及び港湾空港関係を除く。）とする。

2. 猛暑期間の考え方

猛暑期間は、気象条件、作業環境等を踏まえ、地域ごとに設定するものとする。
地域ごとの過去 5 か年の環境省のデータを参照し、8 時から 17 時までの間で、
WBGT 値 31 以上が観測された日を、猛暑期間の始期または終期の目安とする。

3. 猛暑期間を回避した工事発注

工事発注にあたっては、猛暑期間の現場施工を回避した工事発注に努めるものとする。

工期に猛暑期間が含まれる可能性がある場合には、事業全体の工程や工事の重要度などを踏まえ、熱中症のリスクが高い作業（高温多湿な環境での作業等）が猛暑期間にかからないよう、可能な範囲で工期を調整するものとする。

工期を調整するとは、例えば、余裕期間、準備期間、外業を伴わない期間（工場製作等）、後片付け期間等が猛暑期間に収まるよう調整することをいう。

4. 猛暑期間を休工可能とする工事発注

猛暑期間を休工可能とする工事発注の実装に向け、受注者の判断に基づき猛暑期間を一定期間休工とした際の、取組の効果や必要となる費用の実態を調査する試行を実施する。

試行の詳細については、「猛暑期間を休工する工事の試行について」令和7年12月23日付け国会公契第12号、国技建管第4号）によるものとする。

5. 猛暑期間における現場施工回避の協議

猛暑期間の現場施工を回避しやすくするため、回避することにより工期延期が必要となる場合には、監督職員と協議を行うことが可能な旨を、特記仕様書に明示するものとする。ただし、工事の性質上、工期延期が困難な場合はこの限りではない。

（特記記載例）

「猛暑期間の現場施工を回避することにより工期延期が必要となる場合には、監督職員と協議を行うことができる。」

6. 猛暑時間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の支援

作業時間の変更は、監督職員と協議の上、必要があると認められる際には、作業の開始時間及び終了時間を変更することが可能であるが、受注者が、猛暑時間における現場施工回避（早朝・夜間施工）のために、早朝・夜間施工に係る関係機関や地域住民・団体等との調整を行う際には、必要に応じて、発注者もその調整に臨場するなど、関係機関や地域住民・団体等の理解が得られるよう協力するものとする。監督職員の臨場に関しては、受注者が監督職員の臨場について協議することが可能な旨を特記仕様書に明示するものとする。

（特記記載例）

「受注者は、猛暑時間における現場施工回避（早朝・夜間施工）するにあたり、警察や地元等との調整を行う際に、監督職員の臨場について協議することができる。」

なお、猛暑時間における現場施工回避（早朝・夜間施工）は承諾を前提とし、労務単価の割増しは行わないものとする。

7. 適切な設計図書の作成

設計不足や関係機関との未協議、仮設工の未計上等により、当初発注時に見込んだ猛暑期間の工事内容や工事量が変換ること、また、入札時に受注者が予定した工程が遅延することにより、猛暑時間・期間中の現場施工の回避が実現できなくなることを防ぐため、発注者は現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成に努めること。

8. 適用

3. については、通知日以降に発注する工事のうち、対応可能な工事から適用する。

4. については、別途通知する。

5. 6. については、新規契約工事又は既契約工事にかかわらず、通知日以降、対応可能なものから適用する。